

平成 28 年 8 月 25 日

各 位

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

「iPath® 穀物指数連動受益証券発行信託」(証券コード 2026)
信託契約変更(確定)のお知らせ

「iPath® 穀物指数連動受益証券発行信託」(証券コード 2026) (以下「当 ETN-JDR」といいます。) の受託者である三菱UFJ信託銀行(以下「MUTB」といいます。)は、信託法第 149 条第 4 項、「2040 年満期 iPath® S&P GSCI® 穀物指数トータル・リターン連動債上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書」(以下「信託契約」といいます。) 第 4 条及び「上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項」(以下「契約条項」といいます。) 第 51 条第 3 項の規定に基づき「非軽微な信託の変更」として、信託の終了に係る信託契約の変更を予定し、権利確定日を平成 28 年 6 月 21 日として受益者に対しご案内のうえ、平成 28 年 8 月 22 日まで信託契約の変更について異議申立期間を設けました。

このたび、平成 28 年 8 月 22 日までに到着した異議申立書を MUTB が集計した結果、異議を述べられた受益者が保有する受益権口数が、総受益権口数の 2 分の 1 を超えなかったため、当初の予定通り、本日平成 28 年 8 月 25 日付で信託契約の変更を実施し、平成 28 年 9 月 28 日の経過により信託を終了することになりましたので、ここにお知らせいたします。

記

1 対象 ETN-JDR

「iPath® 穀物指数連動受益証券発行信託」

発行会社：バークレイズ・バンク・ピーエルシー

委託者：バークレイズ証券株式会社

受託者：三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社

2 信託契約の変更及び信託の終了に関する日程

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ● 信託契約の変更実施日 | 平成 28 年 8 月 25 日 (木) |
| ● 取得請求開始日 | 平成 28 年 8 月 26 日 (金) |
| ● 取得請求終了日 | 平成 28 年 9 月 14 日 (水) |
| ● 信託終了日 | 平成 28 年 9 月 28 日 (水) |
| ● 残余財産給付開始日 | 平成 28 年 11 月 7 日 (月) |
| ● 最終計算報告書発送(予定) | 平成 28 年 11 月 18 日 (金) |

3 東京証券取引所における売買に関する日程

- 「整理銘柄」への指定 平成 28 年 8 月 25 日（木）
- 東京証券取引所における最終売買日 平成 28 年 9 月 23 日（金）
- 上場廃止日 平成 28 年 9 月 26 日（月）

※最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です

4 信託契約変更の内容及び理由

(内容)

信託終了日を平成 28 年 9 月 28 日といたします。

(理由)

当 ETN-JDR は平成 23 年 9 月 6 日に純資産総額（信託財産である外国指標連動証券（以下「当 ETN」といいます。）の一口あたりの償還価額に本受益権の口数を乗じた額）が約 5 億 54 百万円で東京証券取引所に上場いたしました。上場来約 5 年間、市場での流通に努めてまいりましたが、純資産総額は伸び悩む状況が続いております。今後も、大幅な改善が見込めず、当初の目的に沿った商品の継続及び効率的な運用が困難な状況と考え、信託を終了することといたしました。

5 新旧対照表

信託契約の変更：第 3 条の 2 の新設

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<u>第 3 条の 2 本契約条項第 60 条の規定にかかわらず、本信託は、平成 28 年 9 月 28 日の経過により終了します。</u>	(新設)

6 残余財産の給付

残余財産については、契約条項第 63 条及び信託契約第 3 条の規定に基づき信託終了日（平成 28 年 9 月 28 日）現在の受益者に対し、金銭で給付いたします。

(1) 給付の方法

残余財産の給付については、平成 28 年 11 月 7 日から支払を開始する予定ですが、お支払方法は、受益者が指定されている「配当金受領方法」により異なります。証券会社にご登録されている「配当金受領方法」を確認のうえ、下表に従ってご認識ください。

残余財産給付金受取のため、お取引のある証券会社に対して、例えば「株式数比例配分方式」の指定を解除し、「登録配当金受領口座方式」と指定されますと、当 ETN-JDR 以外に受益者が保有している銘柄の配当金の受取方法も変更されてしまいますので、ご注意ください。

なお、残余財産給付金が確定いたしましたら、以下のアドレスにて開示いたします。

<https://ipath.barcap.com/JP/16/ja/home.app>

配当金受領方法	当 ETN-JDR の残余財産給付金の受取方法
① 株式数比例配分方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは、郵便局へ持ち込むことで、残余財産給付金をお受取ください。
② 配当金領収証方式	
③ 登録配当金受領口座方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座へ振り込みいたします。
④ 個別銘柄指定方式	受益者が証券会社に対して個別銘柄毎に指定されている口座へ振り込みいたします。

(2) 残余財産給付時の課税の取扱いについて

残余財産給付時の課税の取扱いについては、受益者の区分により異なります。居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者は、租税特別措置法第 37 条の 10 第 4 項により譲渡所得等に係る収入金額となり源泉徴収いたしません。譲渡所得に対する課税がなされるため、確定申告を行う必要があります。また、内国法人及びおよび国内に恒久的施設を有する外国法人は配当所得となりますが、租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 第 1 項により源泉徴収いたしません。

上記以外の受益者については、配当所得として残余財産が平均信託金（※）を超えた部分について源泉徴収いたします。なお、確定申告を行う際は、同封の残余財産計算書を添付書類としてご使用いただけます。

※信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額

区分	所得	税金について
居住者 非居住者（恒久的施設有）	譲渡所得	源泉徴収しませんので、確定申告が必要です
内国法人 外国法人（恒久的施設有）	配当所得	非課税となり源泉徴収しません
非居住者（恒久的施設無） 外国法人（恒久的施設無）	配当所得	平均信託金との差額が配当所得となり、源泉徴収します

(3) 少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））について

国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の口座で当 ETN-JDR を保有されていて、且つ、当 ETN-JDR の残余財産給付金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益については NISA の適用を受けることができず、確定申告を行う必要があります。

ただし、東京証券取引所の最終売買日（平成 28 年 9 月 23 日）までに証券会社を通じて市場売却される場合は、NISA の適用を受けることができます。

(4) 特定口座について

国内の個人受益者が特定口座で当 ETN-JDR を保有されていて、且つ、当 ETN-JDR の残余財産給付金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡損益との損益通算を行うことができません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行うことが可能です。

※税金の取扱いについては、その内容について弊社が保証するものではありません。詳細については、税理士及び証券会社等にご確認されることをお勧めします。

7 信託契約変更に異議を述べられた受益者の受益権取得請求

(1) 異議を述べられた受益者の受益権取得請求について

- ・ 手続き書類提出期限：平成 28 年 9 月 14 日までにお取引の証券会社に提出（必着）※
- ・ 受益権取得代金支払：平成 28 年 10 月 14 日（予定）

※提出先は、MUTB ではございませんのでご注意ください。なお、手続き書類とは、「受益権取得請求書 兼 受益権口座振替依頼書」ならびに「振替連絡 兼 受益権取得請求手続依頼書」をいいます（以下同じ）。

※証券会社が受益権取得請求を受付した日（手続き書類を受付した日）において、受益者の証券会社における振替口座簿の残高口数が、権利確定日に有する本受益権の口数以下となる場合には、振替口座簿の残高口数に限られます。

※証券会社が受益権取得請求を受付した後（手続き書類を受付した後）は取り消しできませんので、ご検討のうえご請求ください。また、受益権取得請求をした場合、当該受益権について前述の残余財産の給付を受ける権利はなくなりますのでご了承ください。

(2) 受益権取得請求手続きの方法について

受益権取得請求を行う場合、取得請求開始日（平成 28 年 8 月 26 日）以降、お早目に MUTB あてにお電話にて手続き書類をご請求ください。MUTB は受益者が異議を述べられたことを確認したうえで、手続き書類を権利確定日時時点で登録されている住所にご郵送

します。手続き書類到着後、「受益権取得請求書 兼 受益権口座振替依頼書」に必要事項をご記入ご捺印いただき、「振替連絡 兼 受益権取得請求書依頼書」（証券会社が記入いたしますので、受益者は記入する必要ありません。）と共に、速やかにお取引先の証券会社にご提出ください。なお、複数の証券会社により当 ETN-JDR を保有されている場合は、証券会社毎に手続きが必要となりますので、手続き書類をご請求の際、その旨お申し出ください。

ご提出期限につきましては、受益権取得代金支払いの都合上、平成 28 年 9 月 14 日まで（必着）に証券会社にて手続きいただきたく、手続き書類のご提出が同日を過ぎた場合は、受益権取得請求を放棄されたものとみなしますのでご了承ください。また、手続き書類に不備があり、平成 28 年 9 月 14 日までに当該不備が解消しない場合も同様の取扱いといたしますのでお早めにお手続きください。

なお、異議を述べられた受益者が必ず受益権取得請求をしなければならないわけではありません。最終売買日までは、東京証券取引所での売買が可能であり、また、信託終了日まで保有し、残余財産給付開始日以降、残余財産の給付を受けることも可能です。

(3) 受益権取得代金の支払について

受益権取得代金の支払については、平成 28 年 10 月 14 日に「受益権取得請求書 兼 受益権口座振替依頼書」によりご指定いただく銀行口座へ振込によりお支払する予定であり、あわせて計算書をご住所宛に送付いたします。

(4) 受益権取得価額

契約条項第 52 条第 2 項及び信託契約第 3 条の規定に基づき算定した価額

受益権 1 口あたり： 3,629 円

なお、受益権取得代金にかかる税金の取扱いにつきましては、特定口座（源泉徴収あり）において他の譲渡所得等との損益通算を行うことができません。当該受益権取得請求に係る所得税、地方税等の税金につきましては、受益者ご自身で確定申告等の手続きを行っていただく必要がございます。NISA の取扱いにつきましては、MUTB から計算書をお送りしますので、お取引先の証券会社にご相談ください。

また、受益権取得代金のお支払いに際し発生する振込手数料は、受益権取得代金より差引かせていただきますので、ご了承ください。

※税金の取扱いについては、その内容について弊社が保証するものではありません。税理士及び証券会社等にご確認されることをお勧めします。

(本件に関するお問い合わせ先)

- ① 契約変更の内容、ほか本件全般に係るお問い合わせに関して

パークレイズ証券株式会社
エクイティ・ファンド・ストラクチャード・マーケット本部
東 華七子 (TEL:03-4530-1123)

- ② 受益権取得請求、及び受益者への残余財産の給付に係るお手続きに関して

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部コールセンター
フリーダイヤル：0120-696-242
〈営業時間：午前9時～午後5時／土日・祝祭日を除く〉